

患者様からの Q&A

回答者 隅田好美

口腔生命科学系列・助教授
(口腔生命福祉学科)

Q

父(65歳)は、家の中で杖を使用し、外出時には車椅子を利用してます。しばらく歯科治療のために通院しなければならないのですが、私も夫も働いています。やはり仕事を休んで付き添って行ったほうがいいのでしょうか？

A

外出に不安がある方や困難な方が通院するときに、ご家族の代わりに病院に付き添う介護保険や障害者福祉のサービスがあります。また、重度の障害をお持ちの方が通院するときに、ご家族おひとりで介護するのは難しく、もうひとり介助が必要な場合にも利用できます。

介護保険ではホームヘルパー(訪問介護)が通院介助を行います。ホームヘルパーは通院介助のときに必要なベッドから車いすへの移乗や、身だしなみを整えたり衣服を着替えるための介助、排泄介助なども行います。しかし、ホームヘルパーが運転する車で、病院へ行くことはできません。タクシーや電車などの公共交通機関を利用し、ご本人とホームヘルパーの運賃やタクシー代を負担する必要があります。介護が必要でないけれども、ひとりでの外出に不安があり転倒しやすい方も、転倒などの事故がないようにホームヘルパーが側に付き添って歩き、見守りをしてくれます。このようなホームヘルパーの通院介助は、身体介護として計算されます。

新潟市ではありませんが、市町村によっては介護保険で介護タクシーを利用することができます。運転手がホームヘルパーの資格を持ち、「通院等のための乗車時又は降車の介助」を行ってくれます。このときもタクシーの料金は別に支払います。介護保険のサービスを利用して通院介助をご

利用になりたい場合には、ケアマネージャーにご相談ください。

障害者福祉サービスでは「移動介護(ガイドヘルプ)」があります。このサービスを利用できる方は、視覚障害1・2級程度の方、肢体不自由1級程度の方、知的障害の方です。ガイドヘルパーを利用する時は、事前に市役所に申請する必要があります。市の担当者が訪問して、1ヶ月に何時間ぐらいサービスを利用する必要があるのかなど、いろいろお伺いします。具体的なことは市町村の障害福祉課の窓口でご相談ください。

障害者手帳や療育手帳の等級によって、JRやバスなどの交通機関の割引を受けることができます。市町村によって異なりますが、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方に対し、タクシー運賃の助成を行っている場合もあります。新潟市では身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、手帳を提示するとタクシー料金が1割安くなります。さらに、身体障害者手帳1・2級や3級の一部の方、療育手帳Aをお持ちの方には、福祉タクシーの利用助成券が交付されています。

介護保険と障害者福祉サービスの両方を利用できる方は、介護保険のサービスを優先的に利用する必要があります。つまり、通院介助を利用する場合、障害者福祉のガイドヘルパーではなく、介護保険のホームヘルパーによる通院介助を利用しなければなりません。しかし、ホームヘルパーと通院する時にタクシーや公共交通機関を利用する場合は、福祉タクシーの助成券やバスやJRの割引を利用することができます。

市町村によって多少異なりますので、詳しいことにつきましては、市町村の介護保険や障害者福祉の窓口でご相談してみてください。